

# 特別委員会調査報告

平成25年3月28日

薩摩川内市議会

川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 橋口博文

## 1 委員会の開催日

3月21日

## 2 川内原子力発電所の安全対策に関する調査

### (1) 川内原子力発電所の運転状況等について

当局から、1・2号機は引き続き定期検査中であること、気体廃棄物及び液体廃棄物の放出量は年間放出管理目標値を下回っていること、固体廃棄物の貯蔵率は55.1%であること、使用済燃料の貯蔵率は60.4%であること、新燃料の貯蔵量は116体であること、法に基づき国へ報告を要する事象等は該当がない旨の報告を受けた。

### (2) 新安全基準骨子案について

当局から、国の原子力規制委員会が示した原子炉施設に係る新安全基準骨子案について説明があり、本年7月の公布・施行に向けて検討中の新安全基準では、従来の安全基準である設計基準を強化するとともに、これまで事業者による自主的取組だったシビアアクシデント対策が新設されることの報告を受けた。

### (3) 地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

当局から、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて説明があり、国の原子力災害対策指針を踏まえつつ、地域防災計画作成マニュアルを参考に、県地域防災計画と整合を図りながら本市防災計画を見直すものであり、鹿児島県が、川内原子力発電所からおおむね5キロメートルを予防的防護措置を準備する区域（PAZ）とし、おおむね30キロメートルを緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）とすることから、本市においても、これらの区域内において各種防護措置等を実施することの報告を受けた。

なお、不特定多数が使用する施設や医療機関・社会福祉施設等における避難計画の作成についての質疑があり、今後、施設の管理者が避難計画を作成することとなっているが、作成に当たっては、計画の見本等を示すなどして、市も支援していく旨の答弁があった。

また、調査の過程において、計画の見直し内容を市民に理解してもらえよう避難訓練等を通じて周知に努められたい旨の意見が述べられた。